

災害時における災害対応の協力に関する協定

東御市（以下「甲」という。）と、信州うえだ農業協同組合（以下「乙」という。）とは、市内に災害が発生した場合の災害対応の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時における応急対策等に必要があると認めるときは、乙に対して災害対応の協力を要請できるものとする。

（災害対応の範囲）

第2条 甲が、乙に要請できる災害対応の範囲は、次に掲げる内容とする。

- (1) 救援物資の一時保管場所として倉庫等の空きスペースの提供
- (2) 災害対応の協議等を行う場所として会議室等の部屋の提供
- (3) 救援物資の仕分け、運搬作業等に関する労務の提供
- (4) 災害対応に必要な重機や車両の提供
- (5) 災害応急対策に必要な燃料や物資の供給
- (6) 日用品等の生活必需品や食料の供給
- (7) その他甲が災害対応に必要なと認め、かつ、乙が提供できる事項

（要請方法）

第3条 第1条の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは口頭によることができるものとする。

（物資等の引渡し）

第4条 物資等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

（費用負担）

第5条 乙が提供した物資等に係る費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に掲げる費用は、災害発生時直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議のうえ速やかに決定する。

（費用の支払い）

第6条 前条に掲げる費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙双方協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了通知をしない限り、その効力を有するものとする。

平成27年10月2日

甲 東御市県281番地2

東御市長

利夫 茂岡 

乙 長野県上田市大手二丁目7番10号
信州うえだ農業協同組合

組合長

栄一 芳坂 